

大学経営協会 2019 秋季講演会 「学校教育法等の一部を改正と大学経営について」

本年6月に会期を終えた通常国会で「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立しました。今後の大学経営に影響する内容を含んで、来年の4月から施行されます。

まず、学校教育法が一部改正され、認証評価において適合認定を受けられなかった大学は、文科大臣から報告又は資料の提出を求められることとなります。

国立大学法人法も一部改正され、岐阜大学と名古屋大学を設置する「東海国立大学機構」を創設する、理事数が4人以上の法人では複数の学外理事を置くことを義務付ける等の改正が行われています。

また、私立学校法の改正により、監事の牽制機能の強化等、役員の職務や責任に関する規定の整備が行われています。大学設置法人はこれに加えて、認証評価の結果を踏まえて中期的な計画を作成すること、財務書類等を公表することが義務付けられています。

今回の講演会では、これらの改正内容について文科省私学部私学行政課長 松坂浩史氏から説明頂くとともに、私学経営への影響について私大協・私学高等教育研究所主幹 西井泰彦氏から解説頂きます。

多くの会員、大学関係者のご出席をお待ちしております。

特定非営利活動法人大学経営協会
会 長 佐藤禎一
理事長 宮内義彦

日時・場所

- ◆ 日 時: 2019年11月26日(火) 13:30~16:30
- ◆ 場 所: 日本プレスセンタービル10階ホール(同封地図参照)

プログラム

- ◆ 講演等
 - ① 講演「私立学校法の改正によるガバナンス改革の推進と高等教育改革の現状」(13:35~14:45)
 - 文部科学省高等教育局私学部行政課長 松坂浩史 氏
 - ② 講演「私立学校法の一部を改正する法律 私学経営への影響について」(15:30~16:30)
 - 日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所主幹・就実学園理事長 西井泰彦 氏

情報交換会(名刺交換等)

◆ 14:45~15:30

参加費

◆ 会員 無料 非会員 1人当たり 5,000円